

地域支援事業の移行に伴う町の体制は。

町 介護予防・日常生活支援総合事業として実施。

問 今回の介護保険法の改正は、介護予防の訪問介護、通所介護予防事業を町地域支援事業に移行することである。

また、地域支援事業の改編は、高齢者の自立支援や家事援助に留まらず、高齢者と地域社会との関係の回復、構築そして維持の働き

かけの仕組みに位置づけるのがポイント。

さらに、この事業の財源について国からの支出金は、平成26年度の介護予防事業地域包括支援事業等の実績値が標準とされる。移行に伴う町の体制準備は、保健福祉課長 平成29年4月から、介護予防・日常生活

支援総合事業として実施することで準備を進めている。

担い手としてサービスを提供する場所の確保、サービス提供、主体間の連携の体制づくりなど多様な生活支援・介護予防サービスの充実、基盤整備に向けて情報共有、連携を図っていく。

地域おこし協力隊の今後の地域貢献は。

問

地域おこし協力隊とは、都市部など地域外の人材を地域社会の新たな担い手として受け入れ、新たな視点や発想力により、地域力の充実、強化に取り組み、委嘱終

了後も当該地域への定住、定着を図るものである。

地域おこし活動の支援や農林業の支援並びに、住民生活支援など地域の活性化に町の隊員の地域貢献は。

ふるさと定住課長 黒田原地

区を中心に、黒田原駅前映画祭、駅からハイキング、芦野収穫感謝祭などの行事に積極的に携わり、地域の方々との人間関係の構築、地域の現状

の把握及び住民との協働による地域の活性化につながる活動をしている。

今後もこれらの活動をベースに、引き続き地域の中に入つて、皆様と一緒に計画、実施していく。

任期終了後は、自活の道を探して、町に定住するようサポートしたい。

荒木三朗



活動する地域おこし協力隊員
(黒田原駅前映画祭)



ふれあいサロン